



禁複写

様式第4号(第11条関係)

光環事第9号

一般廃棄物処理業許可証

住所 周南市大字久米1141番地の1

氏名 周南総合リサイクル株式会社  
代表取締役 星田直樹

平成29年3月16日付けの一般廃棄物処理業許可申請については、下記のとおり許可します。

平成29年4月1日

光市長 市川



記

許可期間	自 平成29年4月1日 至 平成31年3月31日
処理区域	別紙許可業務の範囲に記載する事業所

※許可業務の範囲等については、裏面のとおりとする。

禁複写

## 許 可 業 務 の 範 囲 等

- 1 次の事業所から発生する一般廃棄物に限る。
  - (1) カンロ株式会社ひかり工場
  - (2) 株式会社 特 電
  - (3) 株式会社 西村不動産
  - (4) 丸三機械建設株式会社光事業所
  - (5) 株式会社 みゆきはうす
  - (6) 株式会社 カチタス
  - (7) 大和リビング株式会社中国支店
  - (8) 株式会社フリーウィル
- 2 可燃ごみの搬入先は周南地区衛生施設組合恋路クリーンセンター、不燃ごみの搬入先は、周南東部環境施設組合後畑不燃物埋立処理場及びリサイクルセンター「エコぱーく」とする。
- 3 一般廃棄物処理業の許可申請事項に変更が生じたときは、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届を提出すること。
- 4 一般廃棄物処理業許可証の交付を受けた者がその営業を休止し又は廃止したときは、一般廃棄物処理業休止(廃止)届を提出すること。